

諮問庁：検事総長

諮問日：令和8年2月4日（令和8年（行個）諮問第39号）及び同月17日
（同第51号）

答申日：令和8年10月9日（令和8年度（行個）答申第188号及び同第190号）

事件名：本人に関する特定犯罪に係る文書の不開示決定（適用除外）に関する件
本人に関する特定犯罪に係る文書の不開示決定（適用除外）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる各保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第5章第4節の規定は適用されないとして不開示とした各決定は、いずれも妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

法76条1項の規定に基づく各開示請求に対し、令和7年9月11日付け○地企第1252号及び同年10月27日付け○企第46号により特定地方検察庁検事正A及び特定地方検察庁検事正B（以下、併せて「処分庁」という。）が行った各不開示決定（以下、併せて「原処分」という。）について、その取消し等を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書及び各意見書によると、おおむね以下のとおりである（一部を除き原文ママ）。なお、添付資料は省略する。

（1）各審査請求書

別紙2のとおり。

（2）各意見書

別紙3のとおり。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 各開示請求の内容及び処分庁の決定

（1）本件各保有個人情報開示請求（以下「本件各開示請求」という。）の内容は、本件対象保有個人情報である。

（2）処分庁の決定

処分庁は、本件各開示請求に対し、「本件請求は、刑事事件の捜査の過程で作成・取得された文書に保存されている保有個人情報の開示を求めるものであるところ、その存否はさておき、その請求自体からして、刑事訴訟法第53条の2第2項の規定により、法第5章第4節の適用が除外されている『訴訟に関する書類に記録されている個人情報』に該当するため。」との理由を示して、各不開示決定（原処分）をした。

2 諮問庁の判断及び理由

(1) 諮問の要旨

本件各審査請求は、全部不開示とした原処分を取り消し、本件対象保有個人情報の全部開示を求めるものであると解されるところ、諮問庁においては、原処分を維持することが妥当であると認めた。

その理由は、以下のとおりである。

(2) 本件各開示請求が「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」の開示を求めるものであること

「訴訟に関する書類」とは、刑事事件に関して作成され、又は取得された書類であり、それらは、①刑事司法手続の一環である捜査・公判の過程において作成又は取得されたものであり、捜査・公判に関する活動の適正確保は、司法機関である裁判所により図られるべきであること、②刑事訴訟法（以下「刑訴法」という。）47条により、公判開廷前における「訴訟に関する書類」の公開を原則として禁止する一方、被告事件終結後においては、同法53条及び刑事確定訴訟記録法により、一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認め、その閲覧を拒否された場合の不服申立てにつき準抗告の手続によることとされるなど、これらの書類は、刑訴法及び刑事確定訴訟記録法により、その取扱い、開示・不開示の要件、開示手続等が自己完結的に定められていること、③類型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪の捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが大きいものであることから、法の規定が適用されないこととされたものである。

また、刑訴法53条の2第2項は、法の適用除外について規定しているところ、この規定が、その適用除外対象について、「訴訟記録」に限らず、同法47条と同一の文言を用いて、「訴訟に関する書類」と規定していることからすると、刑事事件に関して作成された書類の全てが同項の規定する「訴訟に関する書類」に該当し、訴訟記録のほか、不起訴記録、不提出記録はもとより、不受理とされた告訴に係る書類やその写しも「訴訟に関する書類」に含まれると解することが相当である。

以上を前提として検討すると、本件各開示請求は、刑事事件の事件記録に記録された保有個人情報の開示を求めるものであって、訴訟に関す

る書類に記録されている個人情報の開示を求めることは明らかである。

(3) 結論

したがって、本件各審査請求には理由がなく、処分庁のした原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和8年2月4日 諮問の受理（令和8年（行個）諮問第39号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同月17日 諮問の受理（令和8年（行個）諮問第51号）
- ④ 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ⑤ 同年3月18日 審査請求人から意見書及び資料を収受（令和8年（行個）諮問第39号）
- ⑥ 同年4月7日 審査請求人から意見書及び資料を収受（令和8年（行個）諮問第51号）
- ⑦ 同年10月2日 令和8年（行個）諮問第39号及び同第51号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象保有個人情報は、刑訴法53条の2第2項の「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当し、法第5章第4節の適用が除外されるとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消し等を求めているところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報に対する法第5章第4節の規定の適用の可否について検討する。

2 法第5章第4節の規定の適用の可否について

(1) 「訴訟に関する書類」の意義

刑訴法53条の2第2項の「訴訟に関する書類」とは、被疑事件・被告事件に関して作成又は取得された書類であると解されるところ、同項がこれを法の規定の適用から除外した趣旨及び法の適用除外の対象については、諮問庁が上記第3の2（2）で説明するとおりである。

(2) 「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」該当性

本件各開示請求は、特定の刑事事件に関して作成又は取得された文書に記録された保有個人情報を対象とするものであると解される。

そうすると、本件対象保有個人情報は、刑訴法53条の2第2項に規

定する「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当すると認められることから、法の規定は適用されないものである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも趣旨が明らかではなく、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、刑訴法53条の2第2項の「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当し、法第5章第4節の規定は適用されないとして不開示とした各決定については、本件対象保有個人情報は同項に規定する「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 中里智美、委員 木村琢磨、委員 中村真由美

別紙 1（本件対象保有個人情報）

1 諮問第 39 号

特定年 A から特定年 B までの間の特定個人 A か特定個人 B に関する履歴書
詐欺罪に係る刑事事件の事件記録に記録された保有個人情報

2 諮問第 51 号

特定個人 A か特定個人 B での『履歴書詐欺罪』のファイルに記録された保
有個人情報

別紙 2（各審査請求書）

1 諮問第 39 号

（略）本人の名前で本人の個人情報に、含まれ係ることなので本人が不開示決定の取消し開示を求む。国の情報の開示を求む。

（略）しかし、本人の名前で個人情報に係る事なので、本人全部の開示を求む。

（略）

2 諮問第 51 号

（略）本人の名前で本人の個人情報に含まれ係ることなので本人が国の情報の開示を求める。私自身の犯罪歴に係る保有個人情報なので、強く開示を求む。

別紙 3（各意見書）

1 諮問第 39 号

（略）その時、〇〇の〇〇の姓の履歴書詐欺が約〇件位と、〇年〇月頃の当時の担当者の〇〇さんに、確か教えてもらい、ものすごい多さに驚いた。

「まず、それを無くしなさい。」と言われて無くそうと思っても数回保有個人情報開示請求をやっているのにもかかわらず常に不開示で、幾度も履歴書の証拠書類を送り続けて、各省各地に送っているにもかかわらず、認めてくれないのか。現在でも就職活動をしているのに、履歴書詐欺罪になるのです。信じられない。開示してください。

2 諮問第 51 号

（略）私の『履歴書詐欺罪』は、無いはずなのに、不起訴記録等（証拠無いなら、犯人にしないで下さい。）あるなら無くして下さい。

それから、私は、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが大きいものである。とは、どういう意味、ことですか。支障を及ぼしません。開示せよ。

（略）